

保険者機能強化アクションプラン(第4期)(案)について

(第89回本部運営委員会資料の抜粋)

保険者機能強化アクションプラン（第4期）における協会けんぽ運営の基本方針

基本的考え方

- 協会けんぽの役割等について、①基盤的保険者機能、②戦略的保険者機能、③組織体制の強化の3つに分類した上で、それぞれ目的・目標を定める。
- その上で、分野ごとに具体的取組を定めるとともに、定量的KPIを設定して進捗状況を評価する。

医療提供側（医療機関等）

受診

加入者・事業主

診療・投薬

①基盤的保険者機能

【目的・目標】 レセプトや現金給付の審査・支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に、不正受給対策などによる医療費の適正化を通じて、協会けんぽの財政を含めた制度の維持可能性を確保する。

■ レセプト再審査・支払

■ 現金給付の審査・支払

②戦略的保険者機能

【目的・目標】 事業主とも連携して、加入者の健康の維持・増進を図ること、地域の医療提供体制の在り方にも積極的に関与すること、効率的かつ無駄のないサービスが提供されるよう働きかけを行うこと等により、医療等の質や効率性の向上、加入者の健康度を高めること、医療費等の適正化を目指し、もって加入者・事業主の利益の実現を図っていく。

■ 地域医療への意見発信
■ 制度改善に向けた提案

■ 健診・保健指導の実施
■ ジェネリック使用促進
■ コラボヘルス 等

協会けんぽ

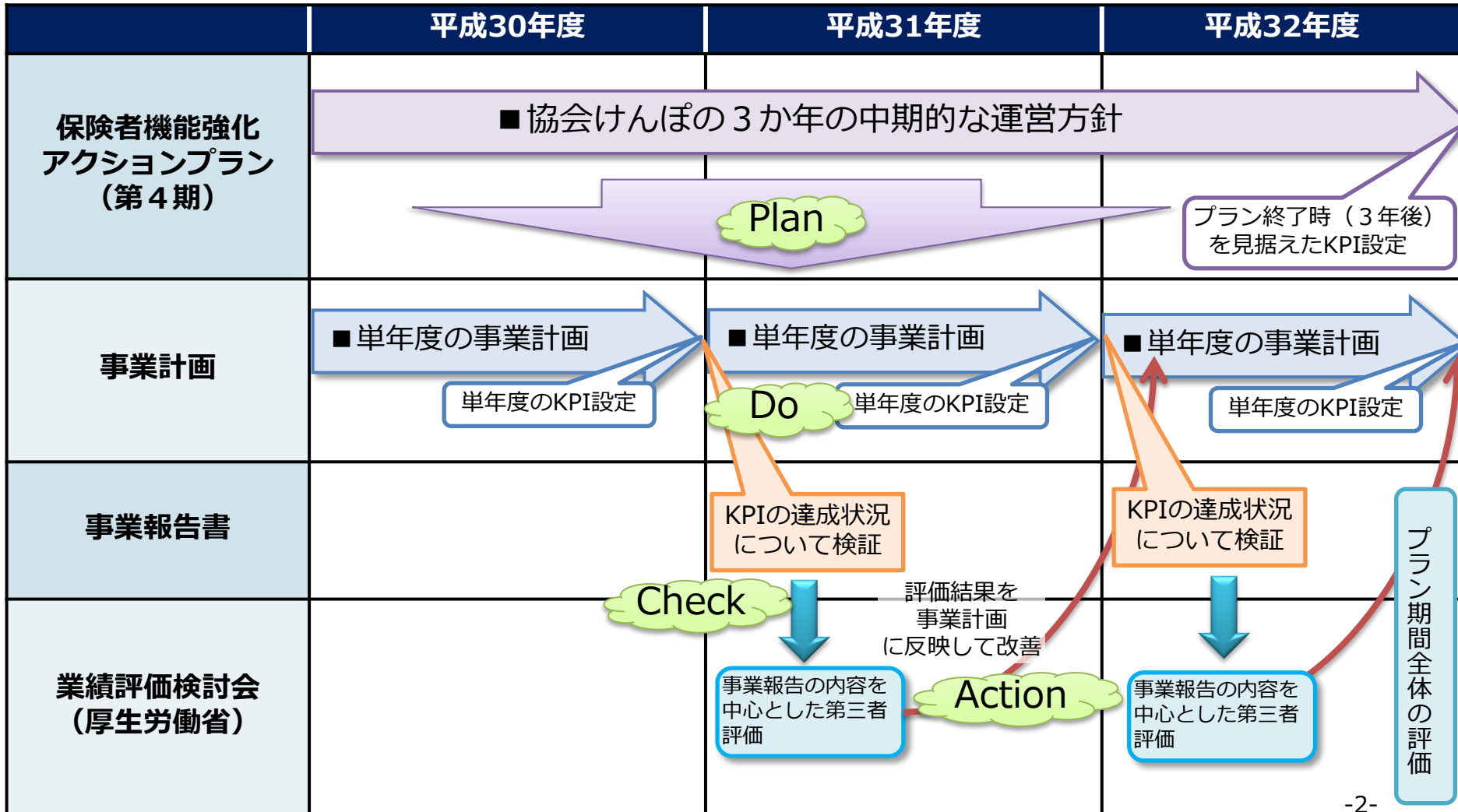
■ 人材育成による組織力の強化
■ 不断の業務改革やコスト削減に向けた取組

③組織体制の強化

【目的・目標】 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実にものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

保険者機能アクションプランに係るPDCAサイクルの強化

- 協会けんぽでは、これまでも保険者機能強化アクションプランや事業計画に基づく事業運営を行い、その評価を次のアクションプランや事業計画に反映させてきたが、必ずしもそうした関係性が明らかになっていなかった。
- このため、平成30年度以降は以下のとおり、**保険者機能強化アクションプランを中期計画と明確に位置付けてKPIを設定**するとともに、それを踏まえた事業計画の策定や評価を通じた改善を行うことにより、PDCAサイクルを強化する。



KPI (重要業績評価指標 Key Performance Indicator)

1. 基盤的保険者機能関係

具体的施策	KPI	現状 (平成 28 年度末)
②効果的なレセプト点検の推進	診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする	0.40%
③柔道整復施術療養費の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする	1.49%
④返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を93%以上とする	①90.23%
	② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする	②53.91%
	③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする	③0.069%
⑤サービス水準の向上	① サービススタンダードの達成状況を100%とする	①99.99%
	② 現金給付等の申請に係る郵送化率を87%以上とする	②83.4%
⑥限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を83%以上とする	82.0%
⑦被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を87%以上とする	84.7%
⑧オンライン資格確認の導入に向けた対応	現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を36.5%以上とする	23.6%

2. 戦略的保険者機能関係

具体的施策	KPI	現状 (平成 28 年度末)
② i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	① 生活習慣病予防健診受診率を50.8%以上とする	①48.5%
	② 事業者健診データ取得率を7.1%以上とする	②6.2%
	③ 被扶養者の特定健診受診率を25.9%以上とする	③22.2%
② ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応	特定保健指導の実施率を14.5%以上とする	12.9%
② iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.1%以上とする	9.3%
③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする	①-
	② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を36%以上とする	②32.47%
④ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を75.4%以上とする	70.4%
⑦医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ	① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を79.8%以上とする	①52.4%
	② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する	②-